

国立国会図書館展示委員会内規

(昭和六十二年六月二十九日国立国会図書館内規第七号)

改正	平成	八年	八月	六日国立国会図書館内規第八号
	同	十一年	十二月	十六日同
	同	十四年	三月	三十一日同
	同	十八年	三月	二十四日同
	同	二十一年	七月	二十三日同
	同	二十三年	六月	二十三日同
	同	三十年	三月	三十日同
				第八号
				第四号
				第一号
				第八号
				第四号
				第二号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十一条

第一項第一号の規定に基づき国立国会図書館(以下「館」という。)が展示会(関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。)の企画及び運営を円滑に行うため、館に、国立国会図書館展示委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 この内規において「展示会」とは、特定の主題に関する図書館資料及び電子情報(インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。))を通じて発信された図書館資料と同等の内容を有する情報をいう。)に関する展示及び電子図書館による奉仕(インターネット等を通じて館が発信する情報を用いて行う図書館奉仕をいう。)をいう。

(委員会の事務)

第二条 委員会においては、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 展示会の企画、運営計画及び実施に関すること。
- 二 共催、後援その他展示会に係る館外機関との協力に関すること。
- 三 展示会に係る事務の総合調整に関すること。

(委員会の組織)

第三条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、利用者サービス部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の事務を掌理する。

4 委員は、職員のうちから館長が命ずる。

5 委員は、委員長の命を受けて、委員会の事務をつかさどる。

第四条 委員会に、必要に応じ、副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 副委員長は、委員会の事務について、委員長を補佐する。

(委員長の報告義務)

第五条 委員長は、委員会における事務について、適宜、館長に報告するものとする。

(小委員会)

第六条 委員会に、展示会の企画、運営計画及び実施に関する事務を分掌させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、必要に応じ、複数置くことができる。

第七条 小委員会は、小委員長及び小委員若干人で組織する。

2 小委員長及び小委員は、委員のうちから委員長が指名する。

3 小委員長は、小委員会の事務を掌理する。

4 小委員は、上司の命を受けて、小委員会の事務をつかさどる。

第八条 小委員長は、小委員会の事務の処理のために特に必要があるときは、小委員会に副小委員長又は主任を置くことができる。

2 副小委員長及び主任は、小委員のうちから小委員長が指名する。

3 副小委員長は、小委員会の事務について、小委員長を補佐する。

4 主任は、小委員長の命を受けて、特に専門的な事項について小委員会の事務をつかさどる。

(小委員会に置く班)

第九条 小委員会に、班を置くことができる。

2 班に、班長及び班員を置く。

3 班長及び班員は、小委員のうちから小委員長が指名する。

4 班長及び班員は、上司の命を受けて、小委員長が指定する班の事務をつかさどる。

(協力の要請)

第十条 委員長は、委員会の事務のうち特に専門的な事項について、必要に応じ、学識経験のある者から意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

2 委員長は、展示会の実施に係る事務を行うため必要があると認めるときは、関係部局等の職員の協力を求めることができる。

(細部事項)

第十一条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に必要な細

部事項は、委員長が定める。

(庶務)

第十二条 委員会の庶務は、利用者サービス部サービス企画課において処理する。

附 則

この内規は、昭和六十二年六月二十九日から施行する。

附 則 (平成八年八月六日国立国会図書館内規第八号)

この内規は、平成八年八月六日から施行する。

附 則 (平成十一年十二月十六日国立国会図書館内規第八号) 抄

1 この内規は、国立国会図書館組織規則等の一部を改正する等の規則(平成十一年国立国会図書館規則第六号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成十二年一月一日)

附 則 (平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十四日国立国会図書館内規第一号)

この内規は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年七月二十三日国立国会図書館内規第八号)

この内規は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十三日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月三十日国立国会図書館内規第二号)

この内規は、平成三十年四月一日から施行する。